



# 島根県報

平成29年3月17日（金）

号外第15号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

# 告 示

## 島根県告示第119号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	掛合大東線	雲南市木次町字谷578番2地先から同市大東町西阿用1892番3地先まで	前	メートル 7.80～ 45.40	メートル 263.70	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	9.50～ 63.60	237.63	
"	別府川本線	邑智郡美郷町久喜原465番2地先から同番15地先まで	前	4.10～ 9.70	30.00	県央県土整備事務所 災害復旧工事 減幅 仮設道撤去
			後	3.60～ 6.20	30.00	

## 島根県告示第120号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大野魚瀬恵曇線	松江市上大野町1581番1地先から同町1580番1地先まで	メートル 32.00	平成29年 3月17日	松江県土整備事務所	
〃	鱒淵寺線	出雲市別所町字東325番5地先から同211番8地先まで	155.65	平成29年 3月17日	出雲県土整備事務所	
〃	三隅美都線	浜田市三隅町向野田3180番地先から同339番7地先まで	82.50	平成29年 3月21日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	浜田市三隅町向野田449番内2地先から同445番2地先まで	120.00	平成29年 3月21日		
〃	〃	浜田市三隅町河内238番5地先から同1481番3地先まで	177.30	平成29年 3月21日		